

公 示 送 達

次の後期高齢者医療保険料通知書を送付しましたが、下記の方につきましては、その者の住所・居所不明のため送付することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申し出により交付します。

令和 8 年 10 月 2 日

伊達市長 須田 博行

氏 名	文 書 の 種 類
菅野 公子	令和 8 年度 後期高齢者医療保険料 特別 徴収決定通知書